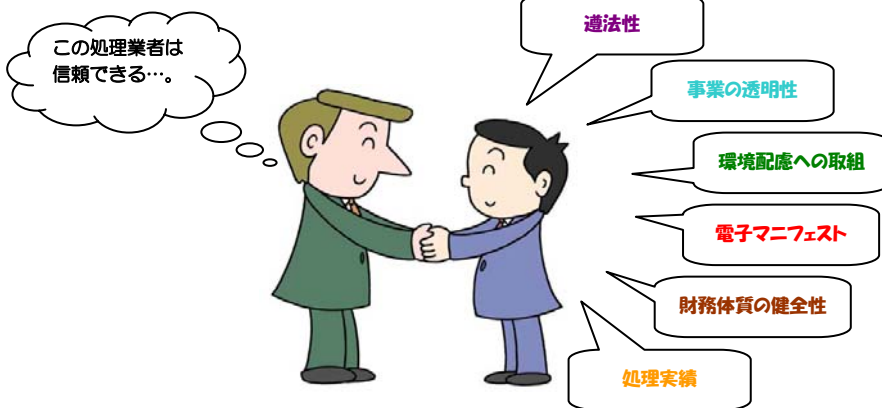


# 優良産廃処理業者の認定制度を活用しましょう。

～ 排出事業者は、優良な産業廃棄物処理業者を求めています ～



排出事業者は、自らの産業廃棄物を適正に処理する責任があります。業者に委託処理したからといって、その責任を免れることはありません…。

信頼できる処理業者を選び、産業廃棄物の適正処理を推進することは、環境に配慮した事業活動を実施していることにつながります。

## 廃棄物処理法の改正に伴い、優良産廃処理業者認定制度が設けられました。

○これまでは…処理業許可の申請時に、次の書類の添付が省略できました。

- ・事業計画の概要を記載した書類
- ・貸借対照表、損益計算書及び納税証明書（直近三年分）
- ・定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書

○許可の更新時に、優良基準に適合していると認められた場合は、処理業許可の更新期限を延長できるようになります。

**更新期間 5年 → 7年**

○優良業者に認定されると、**優良マーク**の付いた許可証が交付されます。

※添付書類の一部省略制度も継続となります。

### ●優良基準（概要）

- 1 過去5年間、廃棄物処理法の不利益処分（許可の取消し、事業の停止処分等）を受けていないこと。
- 2 5年以上の産業廃棄物処理業の実績を有すること。
- 3 環境配慮の取組みが、ISO14001 又はエコアクション21等の認証制度により認められていること。
- 4 会社情報等について、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により更新していること。
- 5 電子マニフェストの利用が可能であること。
- 6 財務体質の健全性に係る基準に適合していること。

優良認定を受ける場合は、許可申請時に通常の添付書類の他に次の書類を添付して申請してください。優良基準への適合確認後、処理業許可基準の適合審査を行います。

### 【添付書類】

- ・行政処分を受けていないことの誓約書
  - ・インターネットへの公表状況を証する書類
- ※財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、「情報開示支援システム」でインターネットによる会社情報の公開をサポートしています。
- URL → <http://www.sanpainet.or.jp/>
- ・ISO14001 又はエコアクション21の認定書
  - ・電子マニフェスト利用可能であることを証する書類
- ※電子マニフェストシステムについては財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにお問い合わせください。
- URL → <http://www.jwnet.or.jp/>
- ・法人税等を滞納していないことを証する書類

### ～ 経過措置があります ～

法施行時に既に処理業許可を有している方は、その許可の有効期限内に優良基準に適合していることの確認申請を行なうことができます。その場合は、優良認定における添付書類の他に、産業廃棄物処理業等の許可証の写し及び直前3年の各事業年度の財務諸表を添付してください。

### 【問い合わせ先】

〒370-8501 高崎市高松町35番地1

**高崎市 環境部 産業廃棄物対策課**

TEL 027-321-1325 Fax 027-321-1161

※詳細は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（環境省）を参考にしてください。

★参考（優良評価制度に関する条文の抜粋）

**廃棄物処理法**

（産業廃棄物処理業）

第十四条（略）

- 2 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

**施行令**

（産業廃棄物収集運搬業の許可の更新期間）

第六条の九 法第十四条第二項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 新たに法第十四条第一項の許可を受けた者 五年
- 二 法第十四条第二項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 七年
- 三 法第十四条第二項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの 五年

**施行規則**

（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第九条の二（略）

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
  - 一～十四（略）
  - 十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類
- 3 都道府県知事は、申請者が次条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第六号及び第八号に掲げる書類（申請者が個人である場合には、同項第一号に掲げる書類）の添付を要しないものことができる。

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。以下この条において同じ。）において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。
  - イ 法第七条の三、第九条の二、第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令
  - ロ 法第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定による許可の取消し
  - ハ 法第九条の八第九項（法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第十項（法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）又は第十九条の十第七項（法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し
- 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあっては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新していること。

公開事項	更新すべき場合
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を含む。） (1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) その代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日 (6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容	変更の都度
ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度
ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要	変更の都度
ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項又は第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあっては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し	変更の都度
ホ 事業の用に供する施設に係る次に掲げる事項 (1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2) 積替え又は保管を行う場合には、当該場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限	変更の都度（(1)に掲げる事項については一年に一回以上）
ヘ 情報をインターネットにより公開する日（当該情報を更新する場合にあっては、更新する日。以下「情報公開日」という。）の属する月の前々月までの三年間（以下「直前三年間」という。）の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に係る次に掲げる事項 (1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	一年に一回以上
ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	一年に一回以上
チ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法	変更の都度
リ 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）
ヌ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあっては公開の頻度	変更の都度

- 三 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること、又は事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関（平成十年三月三十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）による認証を受けていること。
- 四 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線と接続されている者であること。
- 五 直前三年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。
- 六 直前三年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費を加えて得た額（以下「経常利益金額等」という。）の平均額が零を超えること。
- 七 法人税等（法人税、消費税、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- 八 事業の用に供する特定産業廃棄物最終処分場（特定一般産業廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場（法第十五条の二の三において準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。）をいう。以下同じ。）について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

※産業廃棄物処分業許可は、法第十四条第七項、施行令第六条の十一並びに施行規則第十条の四及び第十条の四の二に規定されています。